

水第 4 号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 改正する条例

横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）

2 改正の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号制定、以下「第 2 次一括法」とします。）」が施行され、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部が改正されました。

第 2 次一括法により、これまで水道法で定めている水道の布設工事監督者資格などについて、水道事業者が地方公共団体の場合、地方公共団体の条例で定めることとなりました。

この改正を受け、横浜市水道条例を一部改正します。また、施行期日の経過措置については、平成 25 年 3 月末で満了することから、条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

3 条例で新たに規定する内容

新たに横浜市水道条例に次の内容を規定します。

- (1) **技術者による監督を必要とする水道の布設工事の範囲**（水道法第 12 条第 1 項）
- (2) **水道の布設工事監督者資格**（水道法第 12 条第 2 項）
- (3) **水道技術管理者資格**（水道法第 19 条第 3 項）

4 条例案の基本的な考え方

新たに条例に規定する内容については、現行の水道法で規定している内容が現状に即しているため、同等の基準としました。

5 改正の概要

(1) 技術者による監督を必要とする水道の布設工事の範囲

【改正根拠】

水道法第12条第1項に、水道事業者が地方公共団体の場合、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事を自ら施行、又は他人に施行させる場合は、その職員を指名、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないと定められているため。

【改正内容】

水道法第3条第10項及び水道法施行令第3条に準拠し、新たな条を追加します。

第6章 技術者による布設工事の監督

(技術者による監督を必要とする水道の布設工事)

第36条の4 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(2) 水道の布設工事監督者資格

【改正根拠】

水道法第12条第2項に、水道事業者が地方公共団体の場合、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者は、当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないと定められているため。

【改正内容】

水道法施行令第4条に準拠し、新たな条を追加します。

(布設工事監督者の資格)

第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 規則第9条各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

※ 水道法施行令の規定で定めている旧大学令による大学などを卒業した者については、職員として在籍していないため、規定しません。

(3) 水道技術管理者資格

【改正根拠】

水道法第 19 条第 3 項に、水道技術管理者は、水道事業者が地方公共団体の場合、当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないと定められているため。

【改正内容】

水道法施行令第 6 条に準拠し、新たな条を追加します。

第 7 章 水道技術管理者の資格

第 36 条の 6 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則第 14 条各号に定めるところにより、前 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

※ 水道法施行令の規定で定めている旧大学令による大学などを卒業した者については、職員として在籍していないため、規定しません。

6 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

『水道の布設工事』

水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第 12 条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法（抜粋）

（用語の定義）

第 3 条 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

水道法施行令（抜粋）

（水道施設の増設及び改造の工事）

第 3 条 法第 3 条第 10 項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

『布設工事監督者資格』

水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第 12 条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第 4 条 法第 12 条第 2 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校 又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校 又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

水道法施行規則（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第 9 条 令第 4 条第 1 項第 6 号 の規定により同項第 1 号 から第 5 号 までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 令第 4 条第 1 項第 1 号 又は第 2 号 の卒業生であつて、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条同項第 1 号の卒業生にあつては 1 年（簡易水道の場合は、6 箇月）以上、同項第 2 号 の卒業生にあつては 2 年（簡易水道の場合は、1 年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、令第 4 条第 1 項第 1 号 若しくは第 2 号 に規定する課程及び学科目又は第 3 号 若しくは第 4 号 に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の 2 分の 1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項 の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1 年（簡易水道の場合は、6 箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

『水道技術管理者資格』

水道法（抜粋）

（水道技術管理者）

第 19 条

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（抜粋）

（水道技術管理者の資格）

第 6 条 法第 19 条第 3 項（法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 第 4 条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 厚生労働省令の定めるところにより、第 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

水道法施行規則（抜粋）

（水道技術管理者の資格）

第 14 条 令第 6 条第 1 項第 4 号の規定により同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 令第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年（簡易水道及び 1 日最大給水量が 1,000 立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、2 年 6 箇月）以上、同項第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年（簡易水道等の場合は、3 年 6 箇月）以上、同項第 4 号に規定する学校の卒業生については 9 年（簡易水道等の場合は、4 年 6 箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数の 2 分の 1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者